

機密院ニ於ケル宣戰ノ布告ノ件總理大臣説明案(第一案)

今回機密院ニ御諮詢相成リマシタ米國及英國ニ對スル宣戰ノ布告ノ件ニ付、英論ノ班由ヲ御説明申上ゲマス。

東亞ノ安定ヲ確保シ、世界ノ平和ニ貢獻スルハ、帝國小動ノ國是デアリ、列國トノ交誼ヲ篤クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、帝國ガ以テ、常ニ國交ノ要義トスル所デアリマス。

然ルニ我ニ中華民國政府ハ帝國ノ興衰ヲ管セズ、徒ラニ外力ヲ恃ンテ事ヲ恃ヘ、遂ニ支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リ、皇威茲ニ四年有餘ニ及ンテ居リマス。而シテ幸ニ國民政府更新スルヤ、帝國ハ之ト善隣友好ノ誼ヲ結び、相提携シテ事變ノ解決ニ當ツテ居ルノ所デアリマスガ、重

(41)

慶ニ殘存スル蔣政権ハ、米英兩國ヲ恃ンテ、今尚ホ無益ノ抗戰ヲ續ケ居リマス。米英兩國ハ蔣政権ヲ援助シテ、事變解決ヲ妨害シ、東亞ノ禍亂ヲ増長シツツアルノミナラズ、更ニ進ンテ、帝國ノ國威ニ武備ヲ増強シ、且又遂次ニ經濟上ノ壓迫ヲ加重シテ、帝國ガ南方諸邦トノ間ニ共榮ノ關係ヲ増進セントスル自然的要求ヲ阻害シ、遂ニ帝國ニ對シテ經濟斷交ノ暴舉ヲモ敢テスルニ至ツタノ所デアリマス。然ルニ帝國ハ出來ル限り、外交交渉ヲ以テ、事變ヲ平和ノ程ニ解決セント努メ、隱忍自重、八ヶ月ノ久シキニ亘ツテ、米國トノ間ニ屢次折衝ヲ重ネタルニ拘ラズ、彼ハ曠日彌久、徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、此ノ間反ツテ經濟上、軍事上ノ脅威ヲ益々増大シ、我ヲ屈從セシメントスル態

内

閣

P4 タイプライター用紙

S 1.7.0.0 - 51

375

S 1.7.0.0 - 51

374

度ニ出テタノテアリマス。
 帝國ハ終始東洋永遠ノ平和ヲ期シ、對米英交渉ノ爲ニ、帝國ノ生
 存ト利益トノ許ス限リ互ニ精神ヲ以テ、之ニ應ミタルニ判ラズ米國
 ハ英國ト相呼ビシ、之ニ附和スル諸邦ヲ聯合シテ去月二十六日ニ至リ、
 彼ラニ架空ノ原則ヲ弁スルト共ニ我陸海軍ノ支那ヨリ無條件全面撤兵
 南京政府ノ告發、日英佛三國條約ノ死文化ヲ要求スル等、帝國ノ一方
 的諒解ヲ強要シテ遂ツクノテアリマス。其ノ後尙ホモ、帝國ハ俄ク延
 舉應ノ平和的解決ニ努力ヲ進メシタルモ、彼ハ何等反省ノ色ヲ示サズ、
 終ニ今日ニ及ンダノテアリマス。畢竟彼ニ平和愛好ノ誠意ト交誼妥協
 ノ精神ヲ認ムルニ田ナク、始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ、東洋制覇ノ非
 道ヲ逞ウセントスルノ意圖ナリシコト明白ト爲リ、今ヤ全ク彼ハ帝國
 ニ對シテ挑敵的態度ニ出ツルモノト謂ハザルチ和ナイノテアリマス。
 斯クノ如クシテ、若シ帝國ニシテ彼ノ強要ニ屈從センカ、帝國ガ東亞
 安定ノ爲ニ據シ來レル和平ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸スルノミナラズ、帝
 國ノ權威ハ失墜シ、終ニハ帝國ノ生存ヲ危殆ニ陥ラシムルノ結果ニ
 立チ至ルノテアリマス。專正ニ對シテハ、セハヤ外交的手段ヲ以
 テ帝國ノ主張ヲ貫徹スルコト能ハザルハ言テ悞タザル所ニシテ、帝國
 ガ平和的手段ニ依ツテ求メントスルモノハ、今日眞實ノ同ニ之ヲ求ム
 ルノ外ナキニ至ツタノテアリマス。右述ベマシタ如キ次第ニテ、帝國
 ト交渉マシテハ、國力上ノ見地ヨリ兎ルモ又作戰上ノ觀點ヨリスルモ、

内

S 1.7.0.0 - 51

377

S 1.7.0.0 - 51

376

REEL No. A-1213

到底此ノ儘に移スルヲ許サザル状態ト爲リ、即カモ特ニ作廠上ノ要求
ハ之レ以上時日ノ遷延ヲ許サズ、速カニ軍事行動ヲ起スコト是ニ已ム
ヲ得ザルニ立チ至ツタノデアリマス。

事^畢茲ニ至ル、^皇續既ニ下リ、帝^陵ハ米、英、露ト戦^陣ヲ開クコ
トト相成ツタノデアリマス。米セル^敵日、米ハ敢ヘテ皇^軍ニ

直接^衝威^威シ、遂ニ皇^軍ハ之ト兵^火ヲ交フルニ至ツタノデアリマス。仍
テ政府ハ此ノ事ニ方リテ郵^時、米^露及英國ニ對スル宣^戰ノ布^告ヲ發^論

スルコトノ必要ナルヲ認メ、本日^結議一決シテ、本件ニ付^極密^院ニ^極
密^院ヲ奏^請スルニ至ツタ次第デアリマス。

以上ヲ以チマシテ、私ノ御^説明ヲ終リマス。尚ホ政府ト^叙シマシテハ、

一刻モ早ク米^露及英國ニ對スル宣^戰ノ詔^書ヲ發^給アラセラルル様^致シ
度イト存^ジマスカラ、何卒^速カニ御^答復ヲ了セラルル様^特ニ私ヨリ希^希

洋^子申上ゲテ置キマス。

内閣

S 1.7.0.0 - 51 379

S 1.7.0.0 - 51 378

REEL No. A-1213

0458

アジア歴史資料センター